

(総務部県有財産経営室 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月5日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務内容 大分県知事公舎樹木等管理業務委託
詳細は「大分県知事公舎樹木等管理業務委託仕様書」のとおり
 - (2) 委託契約期間
令和6年7月1日から令和9年6月30日まで(長期継続契約)
- 2 大分県共同利用型電子入札システムの利用
この入札については、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和6年6月6日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。
- 4 入札説明書の交付場所及び日時
上記3に同じ
- 5 契約に関する事務を担当する部局の名称
〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号
大分県総務部 県有財産経営室 利活用推進班
電話 097-506-2972
FAX 097-506-1830
Email : a11150@pref.oita.lg.jp
- 6 入札参加条件
次の要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格「その他サービス」業種の資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置を受けていない者であること。
 - (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (5) 別添「大分県知事公舎樹木等管理業務委託仕様書」の内容を令和6年7月1日から確実に履行できる者
- (6) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者
システム利用できない場合は、入札説明書「5 入札の方法」に定める手続きによること。

7 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の事務において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和6年6月5日(水)午前10時から令和6年6月6日(木)午後5時まで

紙により入札書を提出する場合は、入札説明書「5 入札の方法」に定める手続きにより事前に承認を受け、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

9 開札の方法

開札は、大分県共同利用型電子入札システムにより行うものとする。

- (1) 開札場所
上記5に掲げる担当部局
- (2) 開札日時
令和6年6月7日(金)午前10時
- (3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。

この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日及び最低入札価格を別途通知するものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

11 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

13 その他

その他の詳細は、入札説明書による。